

安心

安全

国がつくった

小規模企業者のみなさま

小規模企業共済

こんなお悩みありませんか？

将来設計に
不安を感じる

無理のない掛金で
積み立てをしたい

POINT

1

将来の
生活安定資金に

小規模企業者が、引退後の
生活安定資金を積み立てる
制度

POINT

2

無理なく
積み立て

掛金月額は1,000円から
設定でき、途中で掛金の
増額・減額が可能

POINT

3

今の経営の
サポートにも

掛金は全額所得控除、また
共済契約者貸付で事業資
金等の借入れも可能

＼こんな方が加入できます／

個人事業主
フリーランス

小規模企業等の
経営者・役員

個人事業の
共同経営者

オンラインで加入申込受け付け中

くわしくはウェブサイトをご覧ください。

小規模企業共済

検索



共済金の受取

(満期・満額はありません。下表の共済事由が発生した時点で共済金をお受け取りいただけます)

■共済事由

	A共済事由	B共済事由
個人事業主	◎個人事業の廃止など	◎老齢給付(180か月以上掛金を納付した65歳以上の方が請求)
共同経営者	◎個人事業主の廃業に伴う退任	
会社等の役員	◎会社等の解散など	◎老齢給付(同上) ◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 ◎会社等役員の死亡

共済金A・Bについて

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。(6か月未満は、掛捨てとなります)
②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、共済金は掛金合計額と同額となります。
※共済事由等の詳しい内容は、ウェブサイト等をご覧ください。

■掛金納付年数に応じた共済金受取額と利回り(掛金月額1万円の場合)

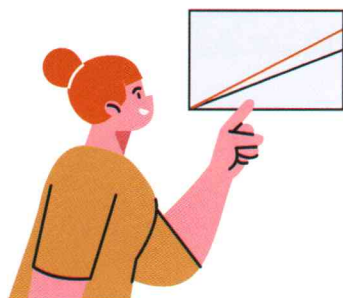
掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※上表は基本共済金のお受取例です。

※共済金A・Bの他に、準共済金・解約手当金があります。

※「予定利率」は経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、将来収支見通し等に基づく検討がなされ、変更される場合があります。

小規模企業共済 共済金試算シミュレーション



共済金試算シミュレーションで、**将来受け取れる共済金の額や税額控除を試算**することができます。
20年後の共済金の金額や、一括受取と分割受取ではどう違う、など試算してみましょう。

小規模企業共済 シミュレーション

検索



お申込方法

オンラインでのお申込

小規模企業共済オンライン 加入受付サービス▶

※オンラインで加入申込をする場合は、マイナンバーカードが必要です。



／ スマホでも・PCでも /



窓口でのお申込

小規模企業共済の加入申込を窓口で行う場合は、中小機構と業務委託契約を締結している事業者の団体等(委託団体)または金融機関の本支店(代理店)の窓口でお申込する必要があります。

下記取扱機関からお申込ください

■金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合など※)

■商工会 ■商工会議所 ■中小企業団体中央会、中小企業の組合 ■青色申告会

※金融機関の支店によっては小規模企業共済の加入業務を取扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。

取扱機関名

三島商工会議所
☎ 055-975-4441

独立行政法人

中小企業基盤整備機構

共済相談室

050-5541-7171

【受付時間】平日9:00～17:00